

## 訪問看護利用料金表(医療保険)

### ◆訪問看護療養費

**☆各自負担割合により下記料金計算し、1か月利用分の1割～3割のご請求になります。**

項目		利用料金		備考
訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師等:週3日まで	5,550	円/日	訪問看護指示書の交付の日から当該指示書に記載された有効期間内(最長6ヶ月)に、その指示書と訪問看護計画書に基づいて看護地等が訪問看護を行った場合
	看護師等:週4日目以降	6,550	円/日	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合		12,850	円	月1回限り 基本療養費のみで、管理療養費の適用はなし
訪問看護基本療養費Ⅲ		8,500	円	入院中に在宅療養に備えて一時的に外泊する場合に、主治医からの訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行う場合(基本療養費のみで管理療養費の適用なし)

注1) 基本療養費Ⅱ(同一建物に居住する場合)については裏面参照

注2) 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

注3) 基本療養費Ⅰについて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

訪問看護管理療養費	月の初日	7,440	円	安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に書面又は電子的な方法により提出するとともに、主治医との連携確保や訪問看護計画の見直しも含め、休日・祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合
	月の2日目以降	3,000	円	

### ◆状況に応じて適用されるもの

項目		利用料金		備考
24時間対応体制加算		6,400	円/月	緊急対応体制を整える場合に算定 申込み無しは24時間対応不可
特別管理加算Ⅰ		5,000	円/月	留置カテーテル、気管切開、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
特別管理加算Ⅱ		2,500	円/月	在宅酸素、点滴注射、人工肛門、人工呼吸器、真皮を超える褥瘡等
専門管理加算		2,500	円/月	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
難病等複数回訪問加算(1日2回)		4,500	円/日	難病等の疾患で1日に2回訪問した場合に適用
難病等複数回訪問加算(1日3回以降)		8,000	円/日	難病等の疾患で1日に3回以上訪問した場合に適用
緊急訪問看護加算		2,650	円/日	事前に文書での説明の上、 <u>医師の指示により</u> 緊急訪問した場合、1日につき1回適用
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	円	主治医の求めにより医療関係職種他家に赴き、一同に会しカンファレンスを行った場合
在宅患者連携指導加算		3,000	円	医療関係職種間で月2回以上文書等により情報共有し、その情報を踏まえ療養上必要な指導を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費1		10,000	円	特別養護老人ホーム等(指定特定施設、指定認知症対応共同生活介護事業所含む)で死亡し「看取り介護加算」を算定の場合
訪問看護ターミナルケア療養費2		25,000	円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護かつターミナルケアを実施した場合
訪問看護情報提供療養費Ⅰ		1,500	円	関係機関(市町村等、学校等)からの求めに応じて情報提供を行った場合 在宅療養の場所を変更(入院・入所など)する場合、在宅の主治医に対し、文書により情報提供を行ったとき
訪問看護情報提供療養費Ⅱ				
訪問看護情報提供療養費Ⅲ				
長時間訪問看護加算		5,200	円	90分の訪問看護に連続して行われる訪問看護の場合で、15歳未満の(準)超重症児、厚生労働大臣が定める者等法令で定められた者に限る
看護・介護職員連携強化加算		2,500	円	喀痰吸引等を行う介護職員等と同行した場合に適用。喀痰吸引等に係る計画書/報告書の作成、緊急時対応の助言を行い、特定行為業務の実施確認、連携体制に係る会議の出席も行う。
複数名訪問看護加算(看護師等/週1回のみ)		4,500	円	利用者またはその家族等の同意を得て、1人の看護等による訪問看護が困難な場合(条件あり)、複数で同時に必要な時間帯の訪問看護を提供した場合。
複数名訪問看護加算(看護補助者)		1日1回:3,000円		対象者: ①末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者 ②特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書に係る訪問看護の場合 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる者 ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難な場合 ⑥その他①～⑤に準ずると認められる者
複数名訪問看護加算(看護補助者/1日複数回)		1日2回:6,000円		
複数名訪問看護加算(看護補助者/1日複数回)		1日3回以上: 10,000円		

### ◆同一建物内

同一建物内同一日2人	基本療養費Ⅱ 看護師等:週3日まで	5,550	円	訪問看護指示書の交付の日から当該指示書に記載された有効期間内(最長6ヶ月)に、その指示書と訪問看護計画書に基づいて看護地等が訪問看護を行った場合	
	基本療養費Ⅱ 看護師等:週4日目以降	6,550	円		
	難病等複数回訪問看護	4,500	円		1日に2回訪問の場合
		8,000	円		1日に3回以上の場合
	複数名訪問看護加算	4,500	円		看護師等(週に1回)
		3,000	円		看護補助者(1日2回:6,000円、1日3回以上10,000円)
同一日に3人以上訪問	基本療養費Ⅱ 看護師等:週3日まで	2,780	円	訪問看護指示書の交付の日から当該指示書に記載された有効期間内(最長6ヶ月)に、その指示書と訪問看護計画書に基づいて看護地等が訪問看護を行った場合	
	基本療養費Ⅱ 看護師等:週4日目以降	3,280	円		
	難病等複数回訪問看護	4,000	円		1日に2回訪問の場合
		7,200	円		1日に3回以上の場合
	複数名訪問看護加算	4,000	円		看護師等(週に1回)
		2,700	円		看護補助者(1日2回:5,400円、1日3回以上9,000円)

注1) 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

注2) 基本療養費Ⅰについて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

◆時間外の加算

項目	利用料金	備考
夜間・早朝加算	2,100 円	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)に訪問を実施した場合
深夜加算	4,200 円	深夜(22時～6時)に訪問を実施した場合

◆退院時に算定される加算

項目	利用料金	備考
退院時共同指導加算	8,000 円	入院中より在宅療養の調整を行った場合
特別管理指導加算	2,000 円	特別管理加算対象者の場合に、上記退院時共同指導加算に上乘せする
退院支援指導加算	6,000 円	退院日における看護師等による支援

◆運営基準に定められたその他の費用

項目	利用料金
2時間以上の延長訪問看護	8,000円/時間
交通費[通常のサービス提供地域以外への訪問]	自動車・自動二輪車使用の場合 片道30円/km
交通費[通常のサービス提供地域以外への訪問]	公共の交通機関使用の場合 実費
衛生材料等日常生活上必要な物品	実費
実施記録等の複写物交付	1枚につき10円(外税)
死亡後のケア・処置料	15,000円(外税)

【参考】 1ヶ月の利用者負担額の計算方法  
(訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費+各加算)×負担割合=自己負担

利用料金についての説明を受け同意いたしました。

年 月 日 氏名 印

本人以外の場合は続柄の記載 (続柄: )

令和4年6月1日改定/作成 ケアクリ看護センター

## 精神訪問看護 利用料金表

◆訪問看護療養費

☆各負担割合により下記料金計算し、1か月利用分の1割～3割のご請求になります。

項目		利用料金		備考	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師等:週3日まで	30分以上	5,550 円/日	訪問看護指示書の交付の日から当該指示書に記載された有効期間内(最長6ヶ月)に、その指示書と訪問看護計画書に基づいて看護地等が訪問看護を行った場合	
		30分未満	4,250 円/日		
	看護師等:週4日目を以降	30分以上	6,550 円/日		
		30分未満	5,100 円/日		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	看護師等:週3日まで	30分以上	5,550 円/日		同一建物居住者2名への訪問の場合
		30分未満	4,250 円/日		
	看護師等:週4日目を以降	30分以上	6,550 円/日		
		30分未満	5,100 円/日		
	看護師等:週3日まで	30分以上	2,780 円/日	同一建物居住者3名以上への訪問の場合	
		30分未満	2,130 円/日		
	看護師等:週4日目を以降	30分以上	3,280 円/日		
		30分未満	2,550 円/日		
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		8,500 円/日	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に対する訪問看護を行った場合		

訪問看護管理療養費	月の初日	7,440 円	安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に書面又は電子的な方法により提出するとともに、主治医との連携確保や訪問看護計画の見直しも含め、休日・祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合
	月の2日目以降	3,000 円	
訪問看護感染症対策実施加算		1,500 円	令和3年4月診療分から9月診療分(30回につき)

◆状況に応じて適用されるもの

項目		利用料金		備考
24時間対応体制加算		6,400 円/月	緊急対応体制を整える場合に算定 申込み無しは24時間対応不可	
特別管理加算(重症度が高い)		5,000 円/月	留置カテーテル、気管切開、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態	
特別管理加算(上記以外)		2,500 円/月	在宅酸素、点滴注射、人工肛門、人工呼吸器、真皮を超える褥瘡等	
精神科複数回訪問加算(1日2回)		4,500 円/日	保健医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定し、主治医が複数回の訪問看護が必要と認めた方に対し、1日に複数回の訪問看護を行った場合に適用	
精神科複数回訪問加算(1日3回以降)		8,000 円/日		
精神科重症患者支援連携加算	イ	8,400 円	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定している	
	ロ	5,800 円	精神科在宅患者支援管理料2のロを算定している	
精神科緊急訪問看護加算		2,650 円/日	事前に文書での説明の上、医師の指示により緊急訪問した場合、1日につき1回適用	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回限り)		2,000 円	主治医の求めにより医療関係職種患者に赴き、一同に会しカンファレンスを行った場合	
在宅患者連携指導加算(月1回限り)		3,000 円	医療関係職種間で月2回以上文書等により情報共有し、その情報を踏まえ療養上必要な指導を行った場合	
訪問看護ターミナルケア療養費1		10,000 円	特別養護老人ホーム等(指定特定施設、指定認知症対応共同生活介護事業所含む)で死亡し「看取り介護加算」を算定の場合	
訪問看護ターミナルケア療養費2		25,000 円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護かつターミナルケアを実施した場合	
訪問看護情報提供療養費Ⅰ	1,500 円	円	関係機関(市町村等、学校等)からの求めに応じて情報提供を行った場合	
訪問看護情報提供療養費Ⅱ				
訪問看護情報提供療養費Ⅲ				
長時間精神科訪問看護加算		5,200 円	90分の訪問看護に連続して行われる訪問看護の場合で、15歳未満の(準)超重症児、厚生労働大臣が定める者等法令で定められた者に限る	

	看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	喀痰吸引等を行う介護職員等と同行した場合に適用。喀痰吸引等に係る計画書/報告書の作成、緊急時対応の助言を行い、特定行為業務の実施確認、連携体制に係る会議の出席も行う。
	精神科複数名訪問看護加算	保健師又は看護師、作業療法士が同行の場合	4,500 円	同時に看護師又は保健師と同行して指定訪問看護を実施した場合。利用者又は家族の同意を得ること、主治医が複数名訪問の必要性があると認めて精神科訪問看護指示書にその旨の記載があることが必要。
9,000 円				
14,500 円				
精神科複数名訪問看護加算	看護補助者	3,000 円		

◆時間外の加算

項目	利用料金	備考
夜間・早朝加算	2,100 円	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)に訪問を実施した場合
深夜加算	4,200 円	深夜(22時～6時)に訪問を実施した場合

◆退院時に算定される加算

項目	利用料金	備考
退院時共同指導加算	8,000 円	入院中より在宅療養の調整を行った場合
特別管理指導加算	2,000 円	特別管理加算対象者の場合に、上記退院時共同指導加算に上乗せする
退院支援指導加算	6,000 円	退院日における看護師等による支援

◆運営基準に定められたその他の費用

項目	利用料金
2時間以上の延長訪問看護	8,000円/時間
交通費〔通常のサービス提供地域以外への訪問〕	自動車・自動二輪車使用の場合 片道30円/km
交通費〔通常のサービス提供地域以外への訪問〕	公共の交通機関使用の場合 実費
衛生材料等日常生活上必要な物品	実費
実施記録等の複写物交付	1枚につき10円(外税)
死亡後のケア・処置料	15,000円(外税)

【参考】 1ヶ月の利用者負担額の計算方法  
 $(\text{訪問看護基本療養費} + \text{訪問看護管理療養費} + \text{各加算}) \times \text{負担割合} = \text{自己負担額}$

利用料金についての説明を受け同意いたしました。

年 月 日 氏名 印  
(続柄)

令和3年4月1日改定/作成 ケアクリ看護センター